

令和8年度 大学教育再生戦略推進費
「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業
公募要領

令和8年4月

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	2	(3) 成果の発信・普及	9
(1) 背景	2	7. 申請書等の提出	9
(2) 目的	2	(1) 提出方法	9
2. 取組計画について	3	(2) 留意事項	10
(1) 申請対象	3	8. 補助金の交付等	10
(2) 選定件数	3	(1) 補助金の交付	10
(3) 補助期間	4	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	11
(4) 取組計画の規模	4	(3) 補助金における不正等への対応 ..	11
3. 申請資格・要件等	4	9. その他	12
(1) 申請者等	4	(1) 学生等の安全確保	12
(2) 申請資格	5	(2) 安全保障貿易管理について	12
4. 申請書の作成	7	(3) 研究インテグリティの確保	13
(1) 申請書等	7	(4) 情報の公表等	13
(2) 指標の設定	7	10. 問合せ先等	14
(3) 資金計画	7	(1) 問合せ先	14
(4) その他	8	(2) スケジュール	14
5. 選定方法等	8	(別添1：事業一覧)	15
(1) 審査手順	8	(別添2：申請資格iv関係)	16
(2) 委員会による意見	8	(別添3：申請制限対象事業)	17
6. 取組の実施と評価等	8	(別添4：経費の使途可能範囲)	18
(1) 実施体制	8		
(2) 評価等	9		

令和8年度 大学教育再生戦略推進費¹
「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

近年の大学教育改革の流れの中で、特にこの10年は、「地(知)の拠点整備事業」の創設以来、大学と地方創生を掛け合わせた取組を進めてきた結果、各大学の地域連携の取組や、平成30年の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」で提言された地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等の取組が全国で広がりつつあり、この流れを受けて、今後は高等教育を取り巻く状況を踏まえた取組をより実効的なものとしていくことが重要です。

令和7年2月にとりまとめられた中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(以下、知の総和答申)では、2030年代半ばから大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が適切に享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策として、地域の高等教育機関をはじめとする関係者間の認識の共有、緊密な連携を図ることが可能な場として、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場(地域構想推進プラットフォーム)の整備など、各地域における地域アクセス確保の取組の促進が提言されています。

(2) 目的

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業(以下「事業」という。)は、2040年における各地域の社会や産業のあるべき姿を見据え、高等教育機関の長、地方公共団体の長、地域産業界等の代表者をはじめ、地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需要や産業界等のニーズを共有しながら、高校改革と連動した高等教育改革をはじめ、地域ニーズを踏まえた人材育成方を協議・実行するための「地域構想推進プラットフォーム」の構築することを目的としています。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

2. 取組計画²について

(1) 申請対象

以下の取組を実施する計画を対象とします。

- 2040年を見据えた地域の人材需要や産業界等のニーズ、高等教育機関等の役割などを共有し、地域の人材育成方策を協議・実行するため、地域内の産学官金等の関係者が相当数参画する適切な組織・連携体制等の整備が見込まれること。
- 構築するプラットフォームにおいて、地域内の関係者間の連携の推進役となるコーディネーターを適切に配置すること。
- 高校教育改革と連動した高校、大学、大学院の一体的な改革をはじめ、地方公共団体や地域産業界等多様な地域関係者と連携した実効性ある地域アクセス確保や人材育成の取組の展開が見通されていること。
※取組の展開に当たっては、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に基づく取組や政府において推進する「地域未来戦略」の取組、2040年に向けた産業構造・就業構造推計³の結果や地域人材育成構想会議⁴における議論など、地域大学振興に関連する多様な取組との連携についても考慮すること。
- 進学・就職時の学生の動向や地域内の産業構造等を踏まえた人材需給等、客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の策定や改善・見直しを行うPDCAサイクルを構築すること。
- 地域関係者間の連携基盤強化につながる産学官金等連携事業などの取組を継続的に推進するため、多様な財源マネジメントが可能な組織を構築することが見込まれること。（持続的な組織運営の観点から、構築するプラットフォームについては一般法人制度（一般社団法人等）を活用することが望ましい）

(2) 選定件数

10件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

² ここでの取組計画とは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

³ 経済産業省において、今後の国内投資拡大や産業構造の変化等を踏まえ、2040年における産業構造・就業構造を推計したもの。

（参考）https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/030_s02_00.pdf

⁴ DX、GXなど産業構造が加速的に変化し、全国で構造的な労働供給制約が顕在化する中において、地域における産業需要や人口動態を踏まえた戦略的な産業人材育成を進める必要があることから、地域ブロックごとに産業界・教育界・労働界等が連携した具体的な人材育成を横断的に進めるべく、各経済産業局が主催する会議。

(3) 補助期間

最大3年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) 取組計画の規模

補助金基準額 : 70,000 千円 (初年度・年間)

- ① 取組計画の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 取組計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 取組計画の総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。なお、補助額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的な取組実施を図る観点から、事業3年目の補助金基準額は2/3程度に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 事業者・申請者

事業者は、高等教育機関、地方公共団体、民間事業者等により構成されるプラットフォーム、申請者は当該プラットフォームの代表とし、事業への申請は文部科学大臣宛に行うこととします。なお、申請者となるプラットフォームについては、「地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年12月25日文部科学省告示第144号）」の規定に基づく届出を令和8年度中に行ってください。（申請書提出時まで届出ができない場合は見込み時期を記載してください。）

なお、プラットフォームの新設又は複数プラットフォームの再編等の場合は、構築予定のプラットフォームの構成案を記載の上、大学又は複数プラットフォームが連名等により申請することも可能です。

② 事業責任者

取組の実施に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者（複数可。ただし大学所属の1名を必ず含めてください。）を選任してください。

③ 経理責任機関

申請を行うプラットフォームが、法人格を有さない任意団体の場合、当該プラットフォームに参画する高等教育機関のうち1機関を、取組の実施における経費執行等において責任を持つ経理責任機関として選任してください。

(2) 申請資格

事業者から補助金の配分を受けて取組を実施する大学等及び経理責任機関となる大学等に、以下のいずれかに該当する大学等が含まれる場合、事業に申請できません。

また、上記の大学等が補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合（※）、以降の補助金を減額または打ち切るとともに機関名を公表することがあります。

※対象年度が記載されているもの（iii、iv、v、vi、vii、x、xi）については、補助期間中、各年度で対象年度を読み替えることとする。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第3条の規定に基づき、令和7年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 令和8年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4 試験期日等」や募集人員の適切な設定（学校推薦型選抜における募集人員の割合の設定、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で募集人員等の記述等）を遵守していない大学（詳細は別添2のとおり。）ただし、高等専門学校を除く。
- v) 文部科学省が実施する令和7年度「全国学生調査（本格実施）」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学
- vi) 再推費における事業のうち令和7年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別

添2のとおり。)

- vii) 再推費における事業のうち令和7年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

(設置関係)

- viii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部²の在籍者数の和／設置する学部²の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、以下の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部²の平均入学定員）」と読み替える）
- xi) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、以下の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請計画の取組に参画している大学

(表1)

区分	大学					短期大学	高等専門学校
	大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模 (入学定員)	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和8年度 収容定員 充足率	0.7を上回る	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に準拠する

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業」申請書作成・記入要領』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を複数設定してください。

【想定される指標の例】

- ・ プラットフォームでの議論を踏まえた具体的な大学改革の促進に関する指標（プラットフォームでの議論を踏まえ、組織改編やプログラム改革等に取り組む大学の数、地域大学の在り方に関する今後の方針やロードマップの策定状況 等）
- ・ 地域内への人材定着に関する指標（地域内進学率・就職率、地域において特に重点的な人材育成が必要と判断した分野への地域内高等教育機関からの就職者数 等）
- ・ 高校改革と連動した取組に関する指標（地域内高校における探究活動実施における連携、先取り履修の実施状況 等）
- ・ 取組の継続性や財源マネジメントに関する指標（民間資金の獲得状況 等）

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、取組の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。申請内容の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業3年目の補助金基準額は2/3程度に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定された取組計画の内容が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けてい

る取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、取組計画の内容等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業期間内において実施する取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、各地域における将来の人材需要や、参画する高等教育機関が果たす役割等を踏まえた徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

取組計画の選定のための審査は、文部科学省に設置する『「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業選定委員会』（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」にて行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった取組計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定計画を決定します。具体的な審査方法等については、『令和8年度大学教育再生戦略推進費「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は7月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

取組計画の選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として計画の改善のための措置を求めると、又は参考意見を付すことがあります。

6. 取組の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 本事業の取組は、地域における高等教育機関へのアクセス確保や人材育成機能の強化にむけた取組の一環として、各高等教育機関の長のリーダーシップ及び産学官金等の地域の関係者の連携の下に実施するものとします。その際、事業責任者は計画全体に責任を持つとともに、関係者間の連携体制を確立してください。

- ② 取組計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① 取組計画については、毎年度のフォローアップ活動と事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和11年度に実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、取組の中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動においては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として計画の改善のための措置を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事後評価の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

取組による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、地域の関係者をはじめとした一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、構築するプラットフォーム等のウェブサイトにおいて公表してください。計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

また、申請者に対しては、文部科学省が実施する予算事業「大学等を核とした地方創生事例の普及・展開」の活動への協力を求める場合があります。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業 申請書作成・記入要領』に定められた提出方法に従ってください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、虚偽のあった申請に参画する大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各機関において控えを保管してください。
- ④ 選定された取組計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 取組計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された取組計画において、補助金の充当が適切と考えられる事項に対して、人材育成連携拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添4に示すものとします。
- ② 毎年度、「人材育成連携拠点形成費等補助金交付要綱」（令和4年1月28日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、取組計画の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、取組実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、事業担当者及び経理責任機関となる機関の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、事業責任者の責任並びに参画する機関の協力の下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、事業責任者及び経理責任機関となる機関が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大3年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ 取組計画が選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 機関に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、事業者に対し、事案に応

じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（事業者名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

取組計画選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在中の場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認くださいようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

（3）研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

（参考）「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付け3文科科第70号）

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_3.pdf

（4）情報の公表等

選定された機関については、取組の概要等について公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された取組に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された事業者は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等をウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内における地域の高等教育機関へのアクセス確

保・人材育成機能の強化に向けた取組のモデルとして情報発信に取り組み、高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等の連携推進などに積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室「『地域構想推進プラットフォーム』構築等推進事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 3667）

(2) スケジュール

公募説明会 令和8年4月27日（月）

公募締切 令和8年5月25日（月）～5月29日（金）

選定結果通知 令和8年7月頃

交付内定 令和8年8月頃（予定）

（事業開始）

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
 —大学教育再生戦略推進費—

令和 8 年度予算額 121 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(4 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
－ アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添2：申請資格iv関係)

令和7年度に実施した、令和8年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など4月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日及び合格者の決定発表が、令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和7年9月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和7年11月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを2月1日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせ丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和7年11月1日から8年3月31日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和7年12月1日から一般選抜試験期日の10日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の5割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添3：申請制限対象事業)

- 令和7年度に実施した事後評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度 令和3年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和7年度に実施した中間評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和4年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和4年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和4年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和5年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和5年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

(別添4：経費の使途可能範囲)

補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

取組を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

取組を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

取組を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、地域内の関係者間をつなぐコーディネーターやプラットフォームの運営に関わる者の人件費等が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

取組を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従って

ください。

【旅費】

取組を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

取組を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限りません。委任契約によるものは以下⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

取組を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

取組を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料などが挙げられます。

④「通信運搬費」

取組を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

取組を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、事業実施に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、取組を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、プラットフォームに参画する大学等と協力する試行的な取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、取組の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、取組の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、取組の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、取組を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

【使用できない主な経費】

上に掲げたもののほか、本補助金で使用できない主な経費として、以下のよう
なものが挙げられます。本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般
的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費について使用する
ことはできませんので、留意ください。

- プラットフォームにおいて現に実施する取組として位置づけられているプロジェクト等にかかる経費
- 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費
- 取組計画の実施に関係しない教職員の人件費
（例えば、取組と関わりない教育研究活動や業務に従事する時間当たりの人件費等）
- 取組の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 特定の 1 機関のみで実施される打合せや会議等に係る飲食等経費、シンポジウム等の一般参加者に係る飲食等経費
- 学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）
- その他拠点構想の遂行に関係のない経費（例えば、懇親会・学会参加費に含まれる懇親会費・酒・煙草等